

山運輸第206号の2
令和4年9月30日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知がありましたので、了知願います。

自交部→各支局

【機密性2】
20220929_自交部旅客二課_通達_常用

東自旅二第494号
令和4年9月29日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、自動車局長から別添のとおり通達（令和4年9月21日付け国自旅第232号）があったので了知するとともに、関係団体等に対し周知されたい。

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準特定地域の指定の解除の取扱いについて

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「準特定地域の指定等について」（平成26年1月24日付け国自旅第402号）（以下「本通達」という。）を定めるとともに、令和3年度における準特定地域の指定の解除については、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準特定地域の指定の解除の取扱いについて」（令和3年9月17日付け国自旅第221号）により取り扱ったところであるが、今年度における準特定地域の指定の解除について、下記のとおり取り扱うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

令和4年度における準特定地域の指定の解除は、令和3年度の輸送実績等に基づき、本通達の基準に照らして判断することとなるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の輸送実績が昨年度に引き続き減少していることから、指定を解除することによって供給過剰となるおそれがあると認められる場合は、令和5年9月30日まで指定の解除を見送ることとする。

(別添)
国自旅第232号
令和4年9月21日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

自動車局長

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準
特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したの
で、傘下会員に対し周知されたい。